

証券コード7435  
(発送日) 2024年7月4日  
(電子提供措置の開始日) 2024年6月27日

# 株主各位

名古屋市中区古渡町9番27号

株式会社 **ナデックス**

代表取締役社長 進藤大資

## 第74期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第74期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに電子提供措置事項を掲載しております。

① 【当社ウェブサイト】

<http://www.nadex.co.jp/>

(上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「投資家向け情報」「株主総会」を順に選択して、「第74期定時株主総会」欄よりご確認ください。)



② 【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に当社名または「コード」に当社証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)



なお、当日ご出席おさしつかえの場合は、インターネットまたは書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。2024年7月22日（月曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

## 記

1. **日 時** 2024年7月23日（火曜日）午前10時（受付開始 午前9時15分）
2. **場 所** 名古屋市中区古渡町9番27号  
当社本社会議室

### 3. 株主総会の目的事項

- 報告事項**
- 1 第74期（2023年5月1日から2024年4月30日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  - 2 第74期（2023年5月1日から2024年4月30日まで）計算書類の内容報告の件

### 決議事項

- 第1号議案** 剰余金の処分の件  
**第2号議案** 補欠監査役1名選任の件  
**第3号議案** 役員賞与支給の件

### 4. 議決権行使に関する事項

- (1) 書面により議決権を行使された場合の議決権行使書において、各議案に賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取扱いいたします。
- (2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取扱いいたします。
- (3) 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取扱いいたします。

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎株主様へのお土産をご用意しておりません。
  - ◎本株主総会では、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様には電子提供措置事項を記載した書面をお送りしております。なお、法令および当社定款第15条の規定に基づき、次の事項を除いております。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした書類の一部であります。
    - ①業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況
    - ②連結株主資本等変動計算書
    - ③連結注記表
    - ④株主資本等変動計算書
    - ⑤個別注記表
  - ◎電子提供措置事項に修正すべき事項が生じた場合には、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載いたします。
  - ◎当日はノーネクタイの「クールビズ」スタイルにてご対応させていただきますので、軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。

#### 【インターネットによる議決権行使の場合】

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスいただき、本招集ご通知とあわせてご送付する議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、後記の「インターネットによる議決権行使について」をご確認くださいようお願い申し上げます。

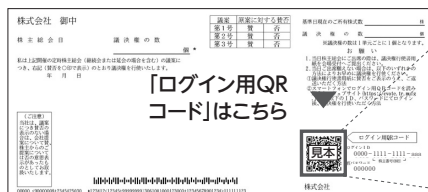
#### 【書面による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するよう折返しご送付いただきたくお願い申し上げます。

# インターネットによる議決権行使について

インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォンから当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。

## スマートフォンの場合 QRコードを読み取る方法



議決権行使書副票(右側)

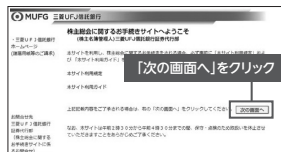


スマートフォンでの議決権行使は、「ログインID」「仮パスワード」の入力が不要です。同封の議決権行使書副票(右側)に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、ログインいただけます。

## ログインID・仮パスワードを入力する方法

### 議決権行使サイトのご利用方法

- 1 議決権行使サイトにアクセスする
- 2 お手元の議決権行使書用紙の右下に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力



以降画面の案内に沿って賛否をご入力ください。

### ご注意事項

- インターネットによる議決権行使は、株主総会前日（2024年7月22日（月曜日））の午後5時30分まで受付いたします。
- 郵送とインターネットにより、二重に議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきます。
- インターネットにより、複数回数にわたり議決権行使をされた場合は、最終に行われた議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきます。

### システム等に関するお問い合わせ (ヘルプデスク)

三菱UFJ信託銀行(株) 証券代行部

 **0120-173-027**

(通話料無料)

受付時間：午前9時から午後9時まで

# 事 業 報 告

(2023年5月1日から2024年4月30日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類感染症に移行され、個人消費や設備投資などの社会経済活動の動きが継続しておりますが、急激な円安の進行、エネルギー価格の高騰など、景気の先行きは依然として不透明な状況で推移いたしました。世界経済につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響が緩和されるなかで、長期化する米中貿易摩擦、ウクライナ情勢や中東地域などの地政学的リスク、金融資本市場の変動など、国内と同様に景気の先行きは依然として不透明な状況で推移いたしました。

当社グループの主要得意先である自動車関連企業につきましては、半導体不足の緩和による自動車の生産台数の回復を背景に好調に推移いたしました。

このような経済環境のもとで当社グループは、当連結会計年度を最終年度として策定いたしました中期経営計画に基づき、創業以来培ってきた「接合」技術をコアコンピタンスとして、FAシステム・生産設備などのメーカー機能とグローバルネットワークを有する商社機能に、さらにシステムインテグレーター機能を掛け合わせることに、スピード化・多様化する顧客ニーズの変化に柔軟に対応できる取組みを進めております。

この結果、当連結会計年度の業績につきましては、売上高は344億3千6百万円と前連結会計年度に比べ17億5千8百万円（△4.8%）の減収となり、営業利益は9億5千9百万円と前連結会計年度に比べ9億7千4百万円（△50.3%）、経常利益は12億1千3百万円と前連結会計年度に比べ8億1百万円（△39.7%）、親会社株主に帰属する当期純利益は8億7千4百万円と前連結会計年度に比べ4億5千6百万円（△34.2%）のそれぞれ減益となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

(日本)

日本につきましては、自動車関連企業向け生産設備の売上が増加したものの、電気機器関連企業向け生産設備の売上が減少したこと、また前連結会計年度には円安効果があったことなどにより、売上高は282億9百万円と前連結会計年度に比べ4億6千8百万円（△1.6%）の減収となり、営業利益は5億1千6百万円と前連結会計年度に比べ6億3千万円（△54.9%）の減益となりました。

## (北米)

北米につきましては、全米自動車労働組合のストライキの影響により、自動車関連企業向け自社製品の売上が減少したことなどにより、売上高は38億4千3百万円と前連結会計年度に比べ7億8千1百万円(△16.9%)の減収となり、営業利益は4億6千3百万円と前連結会計年度に比べ1億2千7百万円(△21.5%)の減益となりました。

## (中国)

中国につきましては、自動車関連企業向け自社製品および工作機械関連企業向け制御部品の売上が減少したことなどにより、売上高は18億7千6百万円と前連結会計年度に比べ7億7千4百万円(△29.2%)の減収となり、営業損失は6千9百万円(前連結会計年度は1億5百万円の営業利益)となりました。

## (東南アジア)

東南アジアにつきましては、自動車関連企業向け生産設備の売上が減少したことなどにより、売上高は14億7千6百万円と前連結会計年度に比べ5千9百万円(△3.8%)の減収となり、営業利益は8千1百万円と前連結会計年度に比べ2百万円(△2.4%)の減益となりました。

セグメント別の売上高の状況は、次のとおりであります。

区 分	前連結会計年度 (2022年5月1日から 2023年4月30日まで)		当連結会計年度 (2023年5月1日から 2024年4月30日まで)		前年度比増減	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増減率
日 本	千円 28,678,428	% 79.2	千円 28,209,549	% 81.9	千円 △468,879	% △1.6
北 米	4,625,473	12.7	3,843,602	11.1	△781,871	△16.9
中 国	2,651,237	7.3	1,876,997	5.4	△774,240	△29.2
東 南 ア ジ ア	1,535,218	4.2	1,476,005	4.2	△59,212	△3.8
報告セグメント計	37,490,358	103.5	35,406,154	102.8	△2,084,203	△5.5
調 整 額	△1,295,523	△3.5	△969,820	△2.8	325,703	—
合 計	36,194,834	100.0	34,436,334	100.0	△1,758,500	△4.8

(注) 「調整額」は、セグメント間の取引であります。

当社の業績につきましては、売上高は224億2千8百万円と前事業年度に比べ10億7千万円(△4.5%)の減収となり、営業利益は1億6千8百万円と前事業年度に比べ7億7百万円(△80.7%)、経常利益は7億5千5百万円と前事業年度に比べ8億4千9百万円(△52.9%)、当期純利益は6億3千2百万円と前事業年度に比べ4億5千9百万円(△42.0%)のそれぞれ減益となりました。

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資額は2億7千3百万円であり、生産および製品開発設備投資1億5百万円、IT投資3千8百万円およびショールーム用設備投資3千万円などを行っております。なお、設備投資額には、有形固定資産のほか、無形固定資産（市場販売目的のソフトウェア等を除く）への投資を含んでおります。

## (3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、10億円の資金を銀行借入により調達し、2億3千9百万円を返済しております。

## (4) 対処すべき課題

今後の我が国経済は、新型コロナウイルス感染症が収束し、個人消費や設備投資などの社会経済活動の正常化がより一層進展するなかで、緩やかな回復が続くことが期待されておりますが、米中貿易摩擦やウクライナ情勢など、先行きは依然として不透明な状況が続くと予想されます。

当社グループの主要得意先である自動車関連企業につきましては、環境問題や社会課題に対応すべく設備や研究開発に対する投資は引き続き堅調に推移すると見込んでおります。

このような経済環境のもとで当社グループは、2027年4月期を最終年度とした新たな中期経営計画を策定いたしました。中期経営計画では、人手不足や人件費の高騰、環境問題への対応などの顧客課題に最適なソリューションの提案ができるグループ体制の構築を目指しております。積極的な成長投資を行うなど、ソリューションの質の向上・領域の拡大を図ることで、収益性の向上、新業界・新分野の開拓を行ってまいります。

主たる取組み課題は、次のとおりであります。

- ① 変化する社会顧客課題に合致する「トータル・ソリューション」の深化  
「トータル」：「共創」を通じたグループ&サプライチェーンによる「総合力」の発揮  
「ソリューション」：顧客目線での経済合理性を実現するためのメーカー機能の段階的拡充
- ② 人的資本経営による社員エンゲージメントの向上
- ③ グループ成長戦略と連動した機動的な財務体制への変革
- ④ 適切な情報開示・双方向の対話の推進によるIRの強化

加えて、中期経営計画にも掲げております経営の基本方針「安心をつなぐ企業グループへ」に基づき、ESG視点によるサステナビリティ経営をより一層推進してまいります。

これからもお客様の事業に貢献できるよう当社グループの総合力を結集し、業績の向上と企業価値の増大に努めてまいります。

## (5) 財産および損益の状況の推移

区 分	2021年4月期	2022年4月期	2023年4月期	2024年4月期 (当連結会計年度)
売 上 高 (千円)	30,735,823	34,611,976	36,194,834	34,436,334
経 常 利 益 (千円)	877,720	1,406,905	2,014,047	1,213,043
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	560,204	1,005,438	1,331,137	874,721
1株当たり当期純利益 (円)	60.40	108.14	142.86	96.90
総 資 産 (千円)	27,295,805	29,940,733	29,961,366	31,382,478
純 資 産 (千円)	16,110,614	17,406,530	18,899,277	19,596,939
1株当たり純資産額 (円)	1,724.84	1,859.21	2,013.22	2,235.05

- (注) 1. 当連結会計年度の状況につきましては「(1) 事業の経過およびその成果」に記載のとおりであります。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を2022年4月期の期首から適用しております。2022年4月期以降については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。
3. 1株当たり純資産額を算定するための当連結会計年度末の普通株式および1株当たり当期純利益を算定するための普通株式の期中平均株式数につきましては、日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与ESOP信託口)が保有する当社株式の数を控除しております。

## (6) 重要な子会社および関連会社の状況

### ① 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金または出資金	出 資 比 率	主要な事業内容
株式会社ナ・デックスプロダクツ	98,350千円	100.0%	抵抗溶接制御装置、電子制御機器および鋸金加工等の製造・販売 電子制御部品等の販売
株式会社タマリ工業	10,000千円	100.0%	各種産業用設備等の製造・販売
NADEX OF AMERICA CORP.	471,757US\$	100.0%	WELDING TECHNOLOGY CORP.の持株会社
WELDING TECHNOLOGY CORP.	150,000US\$	100.0% (100.0%)	抵抗溶接制御装置等の製造・販売
那電久寿機器(上海)有限公司	23,298千RMB	100.0% (10.0%)	抵抗溶接制御装置、各種産業用設備等の製造・販売
NADEX ENGINEERING CO.,LTD.	6,500千THB	100.0% (10.0%)	抵抗溶接制御装置、各種産業用設備等の販売 産業機械の据付工事
NADEX (THAILAND) CO.,LTD.	10,000千THB	49.0%	抵抗溶接制御装置、各種産業用設備等の販売

(注) 出資比率欄の( )内は、間接所有割合で内数であります。



## ② 重要な関連会社の状況

会社名	資本金または出資金	出資比率	主要な事業内容
株式会社フジックス	20,000千円	30.0%	自動化専用システム等の製造・販売
杭州藤久寿機械制造有限公司	15,989千RMB	—% [100.0%]	精密機械加工部品等の製造・販売

- (注) 1. 出資比率欄の [ ] 内は、「自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者」による所有割合で外数であります。
2. 杭州藤久寿機械制造有限公司は、株式会社フジックスの子会社であります。

## (7) 主要な事業内容

事業区分	事業内容
プロセスソリューション事業	抵抗溶接制御装置を主軸に、レーザ加工技術、異材接合、ITを用いた次世代工法・加工ソリューションの提供
ファクトリーオートメーション事業	ロボット・FAシステムを中心とした省人化・自動化設備の代理店販売
システムインテグレーション事業	オーダーメイドによる生産システムの開発・設計・製造
制御部品事業	電子・電気制御部品の代理店販売、基盤設計実装や制御盤製作等の提供

## (8) 主要な営業所および工場等

### ① 当社

本社：名古屋市中区古渡町9番27号

販売拠点：本社（名古屋市中区）、東部営業部（さいたま市大宮区）、西部営業部（大阪市淀川区）、技術センター（愛知県北名古屋市）

研究拠点：技術センター（愛知県北名古屋市）

### ② 子会社

株式会社ナ・デックスプロダクツ（岐阜県可児市）

株式会社タマリ工業（愛知県西尾市）

NADEX OF AMERICA CORP.（米国 デラウェア州）

WELDING TECHNOLOGY CORP.（米国 ミシガン州）

那電久寿機器（上海）有限公司（中国 上海市）

NADEX ENGINEERING CO.,LTD.（タイ バンコク）

NADEX (THAILAND) CO.,LTD.（タイ バンコク）

## (9) 従業員の状況

### ① 企業集団の従業員の状況

区 分	従 業 員 数
日 本	593 (86) 名
北 米	120 (3) 名
中 国	55 (6) 名
東 南 ア ジ ア	67 (21) 名
合 計	835 (116) 名

(注) 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は( )内に年間の平均人員数を外数で記載しております。

### ② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
238名	+13名	41.6歳	11.2年

(注) 従業員数は就業人員数であります。

## (10) 主要な借入先

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	544,600千円
株 式 会 社 三 菱 UFJ 銀 行	486,428千円
株 式 会 社 名 古 屋 銀 行	299,028千円
西 尾 信 用 金 庫	78,329千円

## 2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 40,125,000株

(2) 発行済株式の総数 9,063,200株 (自己株式268,909株を含む)

(注) 2024年4月26日に実施いたしました自己株式の消却により、前事業年度末と比べて542,600株減少しております。

(3) 当事業年度末の株主数 2,220名

### (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株式会社アート・ギャラリー富士見	1,685,600 <sup>株</sup>	19.16 <sup>%</sup>
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO) (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	749,163	8.51
ナ・デックス社員持株会	248,927	2.83
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	246,800	2.80
吉 田 知 広	242,700	2.75
古 川 雅 隆	228,603	2.59
古 川 佳 明	222,000	2.52
青 柳 和 洋	186,800	2.12
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	152,000	1.72
中 山 美 和 子	144,000	1.63

(注) 持株比率は、自己株式 (268,909株) を除く発行済株式総数に対する持株数の割合であります。なお、上記の自己株式には、日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (株式付与ESOP信託口) が保有する当社株式 (89,000株) を含めておりません。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担 当	重 要 な 兼 職 の 状 況
取 締 役 会 長	古 川 雅 隆		
代 表 取 締 役 社 長	進 藤 大 資		
常 務 取 締 役	横 地 克 典	経 営 企 画 室 長	
取 締 役	本 田 信 之	ソリューションセンター長	
取 締 役	野 口 葉 子 (現姓：春馬)		弁護士 ジャパンマテリアル株式会社 社外取締役（監査等委員） 株式会社吉番屋 社外取締役（監査等委員） 株式会社浜木綿 社外取締役（監査等委員） 学校法人市邨学園 理事 愛知県信用保証協会 監事
常任監査役（常勤）	渡 邊 修		
監 査 役	仙 田 正 典		
監 査 役	横 井 陽 子		公認会計士 株式会社ヤマナカ 社外監査役

- (注) 1. 取締役野口葉子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役仙田正典氏および横井陽子氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 当社は、取締役野口葉子氏および監査役仙田正典氏、横井陽子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届出ております。
4. 常任監査役（常勤）渡邊修氏は、当社で取締役経理部長の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。また、監査役横井陽子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当事業年度中の取締役および監査役の異動は次のとおりであります。

(1) 就任

2023年7月25日開催の第73期定時株主総会において、横井陽子氏が監査役に新たに選任され、就任いたしました。

(2) 退任

2023年7月25日開催の第73期定時株主総会終結の時をもって、高田寿之氏が取締役を、市原裕也氏が監査役をそれぞれ任期満了により退任いたしました。

(3) 異動

2023年7月25日開催の取締役会において、取締役進藤大資氏が代表取締役社長に就任いたしました。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社および子会社の取締役および監査役であり、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を、当該保険契約により補填することとしておりますが、故意または重過失に起因する損害賠償請求については補填されません。保険料は全額会社が負担しており、2024年7月に当該保険契約を更新する予定であります。

## (4) 取締役の報酬等

役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年10月12日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針を決議しており、その内容は次のとおりであります。

### イ. 基本方針

- i 当社の取締役（社外取締役を除く。）の報酬等は、固定報酬としての基本報酬、短期インセンティブとしての賞与および長期インセンティブとしての譲渡制限付株式報酬とで構成いたします。
- ii 当社の社外取締役の報酬等は、固定報酬としての基本報酬および短期インセンティブとしての賞与とで構成いたします。

### ロ. 取締役の個人別の報酬等の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

#### i 基本報酬（金銭報酬）

月例の金銭支給とし、取締役会の決議により定める役位に基づく基準額を基に、予め定められた一定の範囲で代表取締役社長が必要に応じ加減算を行い決定いたします。

なお、役位に基づく基準額につきましては、優秀な人材を確保する観点から、他企業の報酬水準および当社従業員の給料水準などを勘案し決定しております。

## ii 賞与（業績連動報酬等）

毎年、一定の時期（定時株主総会の終了後1ヶ月以内）の金銭支給とし、株主との価値共有の観点から株主への配当の算定基礎となる当社連結の親会社株主に帰属する当期純利益を指標として算出された額を、従業員分賞与が支給される取締役については当該賞与の支給額を勘案しつつ各取締役の基本報酬の金額に応じて各取締役に配分した額を基に、予め定められた一定の範囲で代表取締役社長が必要に応じ加減算を行い決定いたします。

なお、当社連結の親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、目標10億8千万円に対し実績は8億7千4百万円となりました。

## iii 譲渡制限付株式報酬（非金銭報酬等）

毎年、一定の時期（8月の定時取締役会の終了後1ヶ月以内）に譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬債権を支給することとし、当該金銭報酬債権の額は、取締役会の決議により定める役位に基づく基準額によるものといたします。譲渡制限付株式の付与につきましては、当該金銭報酬債権の付与から1ヶ月以内に行うことといたします。

なお、譲渡制限付株式報酬は、長期安定的な当社株式の保有を通じた株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的としており、譲渡制限付株式報酬限度額は年額3千万円以内、発行または処分される当社の普通株式の総数は年47,000株以内であり、譲渡制限付株式割当契約書に基づく株式の譲渡制限期間は10年間であります。

また、2023年9月4日を払込期日として行った譲渡制限付株式報酬の概要は、当社の取締役（社外取締役を除く）4名に対し当社普通株式12,196株、総額1千3百万円の自己株式の処分を行っております。

## 八. 金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

当社の取締役（社外取締役を除く。）に関する基本報酬、賞与および譲渡制限付株式報酬の支給割合の方針については、業績等により変動する可能性はあるものの、概ね7：2：1の水準といたします。当社の社外取締役に関する基本報酬および賞与の支給割合の方針については、業績等により変動する可能性はあるものの、その職責に鑑み、概ね9：1の水準といたします。

## 二. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

- i 取締役の個人別の報酬等については、取締役会の決議に基づき代表取締役社長 進藤大資がその決定の委任を受けるものとし、その権限の内容は、基本報酬および賞与の決定としております。

- ii i の権限が適切に行使されるよう、当該権限に基づく加減算の裁量の範囲については、取締役会がこれを定めます。また、代表取締役社長は、独立社外取締役から、報酬水準の妥当性等についての助言を取得し、当該助言を踏まえて当該権限に基づく決定を行うものとします。

これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当職務の評価を行うには代表取締役が最も適しているからであります。代表取締役は、取締役会が代表取締役に権限を委任した内容・理由に基づいて取締役の個人別の報酬額を決定していることから、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該決定方針に沿うものであると判断しております。

### (5) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	対象となる 役員の数	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		
			固定報酬	賞 与	譲渡制限付 株式報酬
取 締 役 (うち社外取締役)	6名 ( 1名)	136,774千円 (4,015千円)	82,153千円 (3,435千円)	40,590千円 (580千円)	14,031千円 (一千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	4名 ( 3名)	22,259千円 (8,030千円)	19,359千円 (6,870千円)	2,900千円 (1,160千円)	一千円 (一千円)
計 (うち社外役員)	10名 ( 4名)	159,033千円 (12,045千円)	101,512千円 (10,305千円)	43,490千円 (1,740千円)	14,031千円 (一千円)

- (注) 1. 取締役に対する固定報酬限度額（使用人兼務取締役の使用人分の報酬を除く）は、2006年7月25日開催の第56期定時株主総会において、年額150,000千円以内と決議しており、当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名（うち社外取締役は0名）であります。社外取締役を除く取締役に対する譲渡制限付株式報酬限度額は、2017年7月25日開催の第67期定時株主総会において、年額30,000千円以内と決議しており、当該定時株主総会終結時点の社外取締役を除く取締役の員数は6名であります。監査役に対する固定報酬限度額は、1991年7月23日開催の第41期定時株主総会において、年額20,000千円以内と決議しており、当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名（うち社外監査役は1名）であります。
2. 賞与の額には、本株主総会にて決議予定の金額を記載しております。
3. 社外取締役を除く取締役に対する譲渡制限付株式報酬の額には、当事業年度に係る費用処理額を記載しております。
4. 報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分の報酬は含まれておりません。
5. 上記報酬等の額のほか、社外監査役が当社の子会社から受ける役員としての報酬額は150千円であります。
6. 上記には、退任した取締役1名、監査役1名を含めております。

## (6) 社外役員に関する事項

### ① 重要な兼職先である法人等と当社との関係

区 分	氏 名	兼職先会社名	兼職の内容	関 係
社外取締役	野 口 葉 子	ジャパンマテリアル株式会社	社外取締役 (監査等委員)	特別な関係はありません。
		株式会社社番屋	社外取締役 (監査等委員)	特別な関係はありません。
		株式会社浜木綿	社外取締役 (監査等委員)	特別な関係はありません。
		学校法人市邨学園	理事	特別な関係はありません。
		愛知県信用保証協会	監事	特別な関係はありません。
社外監査役	横 井 陽 子	株式会社ヤマナカ	社外監査役	特別な関係はありません。

### ② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
社外取締役	野 口 葉 子	当事業年度開催の取締役会全14回のすべてに出席しております。弁護士として培われた専門的な知識・経験等を、当社の業務執行に対する監督に生かしていただくことを期待しており、議案、審議に必要な発言等を適宜行っております。
社外監査役	仙 田 正 典	当事業年度開催の取締役会全14回のうち13回および監査役会全15回のうち14回に出席しております。企業経営経験者として培われた専門的な知識・経験等を、当社の監査体制に生かしていただくことを期待しており、議案、審議に必要な発言等を適宜行っております。
	横 井 陽 子	就任後に開催された当事業年度の取締役会全10回および監査役会全11回のすべてに出席しております。公認会計士として培われた専門的な知識・経験等を、当社の監査体制に生かしていただくことを期待しており、議案、審議に必要な発言等を適宜行っております。

- (注) 1. 上記の取締役会開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第24条に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。
2. 横井陽子氏は、第73期定時株主総会において、新たに監査役に選任されましたので、取締役会開催回数および監査役会開催回数が他の監査役と異なります。



#### 4. 会計監査人に関する事項

##### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

##### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

###### ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

43,700千円

###### ② 当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

43,700千円

- (注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の遂行状況、報酬に関する見積りの算定根拠などを精査、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分できませんので、上記①の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

##### (3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

##### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められた場合には、監査役全員の同意により当該会計監査人を解任いたします。

監査役会は、会社計算規則に定める会計監査人の職務の遂行について、適正に実施されることが困難であると認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

##### (5) 当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人による当社の子会社の計算関係書類の監査

当社の重要な子会社のうち、NADEX OF AMERICA CORP.、那電久寿機器（上海）有限公司、NADEX ENGINEERING CO.,LTD.およびNADEX（THAILAND）CO.,LTD.は、当社の会計監査人以外の会計監査を受けております。

## 5. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法および会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。その概要は次のとおりであります。

#### ① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- イ. 当社は、取締役および使用人に、当社グループ共通の経営理念のもと、ナ・デックスグループ企業行動規範、ナ・デックスグループ社員行動規範を遵守させるため、取締役がこれを率先して全使用人に周知、浸透させております。さらに、当社はこれを全社に徹底するために、代表取締役社長を委員長とするリスク・コンプライアンス委員会を設置し、各部署にも責任者を配置し、コンプライアンス体制を整備し、維持、推進しております。
- ロ. 当社は、取締役および使用人が、コンプライアンス違反を行い、または行われようとしていることに気づいたときの報告ルートを定めるとともに、通常の報告ルートとは別に内部通報制度を設け、周知徹底を図っております。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、取締役の職務の執行に係る情報・文書の取扱いについて、当社社内規程およびそれに関する内規などに従い適切に保存および管理（廃棄を含む）の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直し等を行っております。担当取締役は、これらの状況について、定期的に取締役会に報告しております。

#### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 当社は、事業目標の達成を阻害するリスクの識別、分類、評価をし、リスク発生時には適切な対応を行い、会社および社会に対する有形・無形の損害を最小限に止めることを目的に、ナ・デックスグループリスク管理規程を制定し、具体的な活動を規定したナ・デックスグループリスク管理ガイドラインに基づき、組織的な活動を展開しております。
- ロ. 当社は、リスク管理を推進する組織として、リスク・コンプライアンス委員会を設置し、当社グループのリスクを網羅的、統括的に管理し、定期的なリスクを軽減する対応策の見直しを行っております。

**④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

- イ. 当社は、経営計画のマネジメントについて、経営理念を機軸に毎年策定される年度計画および3ヶ年ごとの中期経営計画に基づき、各業務執行部署において目標達成のために活動することとしております。また、担当取締役は、経営目標が当初の予定通りに進捗しているか業績報告を通じ毎月定期的に検査を行っております。
- ロ. 当社は、業務執行のマネジメントについて、取締役会規則により定められている事項およびその付議基準に該当する事項については、すべて毎月1回開催の取締役会に、また、取締役会の委嘱を受けた事項およびその他経営に関する重要な事項については毎月1回開催の常務会に付議することを遵守し、迅速かつ的確な経営判断と機動的な業務執行体制をとっております。
- ハ. 当社は、日常の職務遂行に際しては、職務権限規程、職務分掌規程等に基づき権限の委譲が行われ、各レベルの責任者が各規程に基づき業務を遂行しております。

**⑤ 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

- イ. 内部監査室は、子会社のリスク情報の有無および当社と子会社との間における不適切な取引または会計処理を防止するための監査を行っております。
- ロ. 内部監査室長は、子会社に損失の危険が発生しその把握をした場合、当社と子会社との間における不適切な取引または会計処理を発見した場合には、直ちに発見された損失の危険の内容、発生する損失の程度および当社に対する影響等について、代表取締役社長に報告することとしております。
- ハ. 当社は、関係会社管理規程に基づき、主要な子会社および主要な関連会社に対して、適切な経営管理を行っております。
- ニ. 当社の取締役、監査役または使用人が子会社の取締役または監査役を兼務しており、定期的に開催される子会社の取締役会などに出席し、経営成績、財政状態その他の重要な情報について報告を受けております。
- ホ. 当社の各担当部署は、子会社の業務が適正に行われるよう定期的に支援・指導を行っております。

⑥ **監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

- イ. 監査役が、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、当社は監査役会と協議のうえ、必要な使用人を置くこととしています。
- ロ. 監査役は、その職務を補助すべき使用人は、監査役会の同意を得られた場合を除き、当社の業務には従事せず、監査役の指揮命令権のもと職務を遂行することとしています。
- ハ. 監査役は、その職務を補助すべき使用人の人事異動、人事評価および懲戒処分などの決定については、事前に監査役会の同意を得ることとしております。

⑦ **当社の取締役および使用人ならびに子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制およびその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- イ. 当社の取締役および使用人ならびに子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、監査役会規則その他監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて当社の内部統制システム構築に関わる部門の活動状況、業績および業績見込の発表内容および重要開示書類の内容などの必要な報告および情報提供を行っております。
- ロ. 監査役は、当社の取締役会および各重要会議への出席や業務執行状況、経営状況の調査等を通じ、取締役または使用人に説明を求めています。
- ハ. 監査役は、内部監査室が実施する内部監査の計画およびその結果を内部監査室長から報告を受けております。
- ニ. 監査役は、取締役および使用人と意見交換を行うため、適宜会合を行っております。
- ホ. 監査役は、内部監査室および会計監査人とも情報の交換を行い、連携を密に図っております。

⑧ **監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

当社は、ナ・デックスグループ内部通報制度運用規程において、通報者等が相談または通報したことを理由として、通報者等に対して解雇その他いかなる不利益な取扱いを行ってはならないとしております。

⑨ **監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項**

監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をした場合には、監査役の職務の執行に必要でないと思われた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理しております。

⑩ **財務報告の信頼性を確保するための体制**

当社は、財務報告の信頼性を確保するため、「財務報告に係る内部統制の基本方針」を定め、財務報告に係る内部統制が有効かつ適切に行われる体制を構築し、継続的な運用、評価を行うとともに必要な改善、是正処置を講じております。

⑪ **反社会的勢力排除に向けた体制**

ナ・デックスグループ企業行動規範およびナ・デックスグループ社員行動規範を制定し、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体には毅然とした態度で対応いたします。

**(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

① **コンプライアンスに関する取組み**

ナ・デックスグループ企業行動規範およびナ・デックスグループ社員行動規範を、いつでも閲覧できるように社内イントラネットなどに掲載し周知、浸透を図るとともに、代表取締役社長またはその代理の経営陣が、毎月1回、全社員を対象とした朝礼を開催し、自らの言葉で語ることでコンプライアンス意識の醸成を図りました。

② **リスク管理に関する取組み**

- イ. 事業や投資に関する重要なリスクは、取締役会、常務会に報告され審議・決議いたしました。
- ロ. リスク・コンプライアンス委員会を開催し、リスク評価の講習を行うとともに、当社グループのリスクの見直しを実施いたしました。

③ **職務執行の効率性確保に関する取組み**

- イ. すべてのグループ会社が参加するグローバル会議を開催し、市況や事業環境の分析報告を行い、新たに中期経営計画を策定いたしました。その中期経営計画に基づき策定された年度計画とともに社内イントラネットに掲載することで、全社員に目的の共有を図りました。
- ロ. 経営成績や財政状態などの状況は、取締役会、常務会に報告され、審議いたしました。

④ **企業集団の業務の適正性確保に関する取組み**

内部監査室は、当社、国内子会社および海外子会社などについて、会計処理など内部監査を実施いたしました。

⑤ **監査役監査の実効性確保に関する取組み**

- イ. 監査役は、取締役会および各重要会議への出席、稟議書の閲覧、実地監査の実施などを行い、必要な発言等を適宜行いました。
- ロ. 監査役は、必要に応じて取締役または使用人と意見交換を行いました。
- ハ. 監査役は、内部監査室および会計監査人とも情報の交換を行い、連携を密に図りました。

---

※ 本事業報告中の記載金額および比率は、表示単位未満を切捨てて表示しております。

# 連 結 貸 借 対 照 表

(2024年4月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
<b>流 動 資 産</b>	<b>22,630,966</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>10,540,487</b>
現金及び預金	4,482,524	支払手形及び買掛金	3,581,502
受取手形、売掛金及び契約資産	7,922,577	電子記録債務	3,746,737
電子記録債権	3,501,265	短期借入金	1,000,000
商品及び製品	3,443,562	1年内返済予定の長期借入金	239,988
仕 掛 品	983,260	リ ー ス 債 務	43,473
原 材 料	1,624,145	未 払 法 人 税 等	133,070
未 収 消 費 税 等	5,628	未 払 消 費 税 等	170,577
そ の 他	688,809	製 品 保 証 引 当 金	231,648
貸 倒 引 当 金	△20,807	役 員 賞 与 引 当 金	53,720
		そ の 他	1,339,769
<b>固 定 資 産</b>	<b>8,751,512</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>1,245,051</b>
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>4,596,171</b>	長 期 借 入 金	168,397
建物及び構築物	1,894,604	リ ー ス 債 務	73,436
機械装置及び運搬具	406,115	繰 延 税 金 負 債	640,373
土 地	1,766,276	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	20,476
建 設 仮 勘 定	41,907	退 職 給 付 に 係 る 負 債	230,925
そ の 他	487,267	そ の 他	111,443
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>1,367,443</b>	<b>負 債 合 計</b>	<b>11,785,539</b>
の れ ん	715,627	(純資産の部)	
顧 客 関 係 資 産	509,256	<b>株 主 資 本</b>	<b>16,869,402</b>
そ の 他	142,558	資 本 金	1,028,078
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	<b>2,787,898</b>	資 本 剰 余 金	749,766
投 資 有 価 証 券	2,261,103	利 益 剰 余 金	15,447,276
繰 延 税 金 資 産	315,337	自 己 株 式	△355,718
そ の 他	254,547	<b>そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額</b>	<b>2,587,424</b>
貸 倒 引 当 金	△43,090	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	810,977
		為 替 換 算 調 整 勘 定	1,771,762
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	4,684
		<b>非 支 配 株 主 持 分</b>	<b>140,113</b>
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>19,596,939</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>31,382,478</b>	<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>31,382,478</b>

# 連 結 損 益 計 算 書

(2023年5月1日から2024年4月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		34,436,334
売 上 原 価		27,449,162
売 上 総 利 益		6,987,171
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		6,027,931
営 業 利 益		959,240
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	118,357	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	58,964	
助 成 金 収 入	6,778	
補 助 金 収 入	22,683	
償 却 債 権 取 立 益	42,508	
雑 収 入	62,931	312,223
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	8,297	
売 上 債 権 売 却 損	9,777	
為 替 差 損	29,323	
雑 損 失	11,020	58,420
経 常 利 益		1,213,043
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	5,152	5,152
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 売 却 損	564	564
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		1,217,631
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	488,701	
法 人 税 等 調 整 額	△156,280	332,420
当 期 純 利 益		885,211
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		10,489
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		874,721



# 連結株主資本等変動計算書

(2023年5月1日から2024年4月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	1,028,078	767,484	15,465,473	△182,593	17,078,442
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△397,557		△397,557
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益			874,721		874,721
自 己 株 式 の 取 得				△699,668	△699,668
自 己 株 式 の 処 分		3,475		9,988	13,464
自 己 株 式 の 消 却		△21,193	△495,361	516,555	-
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 合 計	-	△17,718	△18,197	△173,124	△209,040
当 期 末 残 高	1,028,078	749,766	15,447,276	△355,718	16,869,402

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る 調 整 累 計 額	その他の包括利益 累 計 額 合 計
当 期 首 残 高	567,167	△130	1,127,376	△91	1,694,322
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益					
自 己 株 式 の 取 得					
自 己 株 式 の 処 分					
自 己 株 式 の 消 却					
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	243,810	130	644,386	4,775	893,101
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 合 計	243,810	130	644,386	4,775	893,101
当 期 末 残 高	810,977	-	1,771,762	4,684	2,587,424

	非支配株主持分	純 資 産 合 計
当 期 首 残 高	126,511	18,899,277
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額		
剰 余 金 の 配 当		△397,557
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		874,721
自 己 株 式 の 取 得		△699,668
自 己 株 式 の 処 分		13,464
自 己 株 式 の 消 却		-
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	13,601	906,703
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 合 計	13,601	697,662
当 期 末 残 高	140,113	19,596,939

## 連結注記表

### 【連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項】

#### 1. 連結の範囲に関する事項

##### (1) 連結子会社の数及び名称

連結子会社の数……………14社

連結子会社の名称……………株式会社ナ・デックスプロダクツ

株式会社タマリ工業

株式会社シンテック

株式会社テクノシステム

株式会社NDYエンジニアリング

NADEX OF AMERICA CORP.

WELDING TECHNOLOGY CORP.

MEDAR CANADA, LTD.

NADEX MEXICANA, S.A. de C.V.

那電久寿機器（上海）有限公司

NADEX ENGINEERING CO.,LTD.

NADEX (THAILAND) CO.,LTD.

PT. NADESCO INDONESIA

PT. NADESCO ENGINEERING INDONESIA

連結範囲の変更

当連結会計年度において、株式会社NDYエンジニアリングを新たに設立し連結の範囲に含めております。なお、イシコテック株式会社は、連結子会社である株式会社タマリ工業を存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。

##### (2) 非連結子会社の名称等

非連結子会社の名称……………D-Laser株式会社

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

#### 2. 持分法の適用に関する事項

##### (1) 持分法を適用した関連会社の数及び名称

持分法を適用した……………3社

関連会社の数

関連会社の名称……………株式会社フジックス

杭州藤久寿機械制造有限公司

株式会社画像処理技研

- (2) 持分法を適用しない非連結子会社の名称等  
持分法を適用しない……………D-Laser株式会社  
非連結子会社の名称

持分法を適用しない理由

持分法非適用会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないためであります。

- (3) 持分法の適用の手続について特に記載すべき事項

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の直近の事業年度に係る計算書類を使用しております。

### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

株式会社タマリ工業、株式会社シンテック、株式会社テクノシステム、株式会社NDYエンジニアリング、NADEX OF AMERICA CORP.、WELDING TECHNOLOGY CORP.及びMEDAR CANADA, LTD.の決算日は3月31日であり、NADEX ENGINEERING CO.,LTD.、NADEX (THAILAND) CO., LTD.、PT. NADESCO INDONESIA 及び PT. NADESCO ENGINEERING INDONESIAの決算日は1月31日であります。連結計算書類を作成するに当たっては、それぞれ決算日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

また、那電久寿機器（上海）有限公司及びNADEX MEXICANA, S.A. de C.V.の決算日は、12月31日であります。連結計算書類を作成するに当たっては、3月31日現在で決算に準じた仮決算を行った計算書類を基礎としております。

なお、株式会社ナ・デックスプロダクツの決算日と連結決算日は一致しております。

### 4. 会計方針に関する事項

- (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有 価 証 券

その他有価証券

市場価格のない……………時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、株式等以外のもの 売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法を採用しております。

## ② 棚卸資産

商品及び原材料……移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

製品及び仕掛品……個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

③ デリバティブ……時価法を採用しております。

## (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産……主として定率法を採用しております。ただし、1998（リース資産を除く）年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 8～50年

② 無形固定資産……定額法を採用しております。

（リース資産を除く）なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

顧客関係資産 12～15年

③ リース資産……リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

## (3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 製品保証引当金……製品保証による支出に備えるため、過去の実績に基づく発生見込額を計上しているほか、発生額を個別に見積もることができる費用については当該見積額を計上しております。

③ 役員賞与引当金……役員に対して支給する賞与の支出に備えるため、当連結会計年度における支給見込額を計上しております。

④ 役員退職慰労引当金……役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

#### (4) 退職給付に係る会計処理の方法

##### ① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

##### ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理することとしております。

#### (5) 重要な収益及び費用の計上基準

- ① 商品及び製品……商品及び製品の販売に係る収益は、主に卸売又は製造等による販売であり、顧客との販売契約に基づいて商品及び製品を引渡す履行義務を負っております。約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受取ると見込まれる金額で収益を認識しております。履行義務の充足時点については、商品及び製品を顧客に引渡した時点又は顧客が検収した時点としておりますが、これは当該時点が商品及び製品の法的所有権、物理的占有、商品及び製品の所有に伴う重大なリスク及び経済価値が顧客に移転し、顧客から取引対価の支払いを受ける権利を得ていると判断できるためであります。なお、国内の販売においては、出荷時から顧客による検収時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。履行義務を充足してから対価を受領するまでの期間が通常は1年以内であるため、当該顧客との契約に基づく債権について、重要な金融要素の調整は行っておりません。

- ② 工事請負及び……ソフトウェア開発は請負契約等を締結の上、基本的な仕様や作業内容を顧客の指図に基づいて製造等を行っており、完成した機械装置等を顧客に引渡す履行義務を負っております。一定期間にわたり履行義務が充足される契約については、期間がごく短い工事等を除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の総額に占める割合に基づいて行っております。なお、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないものの、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる場合には、原価回収基準により収益を認識しております。履行義務を充足してから対価を受領するまでの期間が通常は1年以内であるため、当該顧客との契約に基づく債権について、重要な金融要素の調整は行っておりません。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、10年の定額法により償却を行っております。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

- ① ヘッジ会計の方法……繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、振当処理の要件を満たしている場合には振当処理を採用しております。
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象  
ヘッジ手段……為替予約  
ヘッジ対象……外貨建金銭債権債務及び外貨建予定取引
- ③ ヘッジ方針……為替の相場変動に伴うリスクの軽減を目的に通貨に係るものを対象としてデリバティブ取引を行っており、投機目的の取引は行わない方針であります。
- ④ ヘッジ有効性評価の方法……為替予約については、ヘッジ対象に対し同一通貨建による同一期日のものをそれぞれ振当てているため、その後の為替相場の変動による相関関係は確保されており、その判定をもって有効性の判定に変えておりますので、決算日における有効性の評価を省略しております。

(8) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社等の資産及び負債は決算日の直物為替相場により、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部の為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて表示しております。

**【表示方法の変更】**

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において、「流動負債」の「その他」に含めておりました「製品保証引当金」(前連結会計年度87,084千円)は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。

## 【会計上の見積りに関する注記】

(のれん及び顧客関係資産の評価)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額	
のれん	715,627千円
顧客関係資産	509,256千円

上記は、株式会社タマリ工業及びその子会社に関連する計上金額となります。

### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、レーザに関する生産設備の設計・製作において高い技術力を有しており、システムインテグレーターとしての機能を備えている株式会社タマリ工業の株式を取得することで、これまで当社グループが培ってきたレーザ事業においてシナジー効果が見込まれ、更にはFAシステム事業とも有機的な連携を図ることで、顧客への提供価値を向上させ、トータルソリューションを提供できる体制の構築を一層加速させることが可能と判断し、2019年11月に株式会社タマリ工業の株式を3,261,731千円で取得しており、取得原価の一部をのれん及び顧客関係資産に配分しております。

当該のれん及び顧客関係資産は、企業結合会計基準における、のれんやのれん以外の無形資産に配分された金額が相対的に多額である場合に該当すると判断し、減損の兆候を識別しましたが、減損損失を認識するかどうかの判定に際して、それぞれの事業の割引前将来キャッシュ・フローの総額と、のれんを含むより大きな単位での資産グループ合計の帳簿価額とを比較した結果、いずれの事業も割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価額を上回ったため、当連結会計年度において、減損損失の認識は不要と判断しました。

将来キャッシュ・フローは、株式会社タマリ工業の経営者又はその子会社の経営者により承認された事業計画を基礎とし、将来の不確実性を考慮して見積っております。当該将来キャッシュ・フローは将来の売上の予測や利益率の予測、その他の費用の予測などの不確実性を伴う重要な会計上の見積りが含まれるものであり、主として受注獲得予測、売上の成長率、変動費率、固定費の発生状況などに仮定を用いており、これらの影響を受けて変動します。株式会社タマリ工業又はその子会社に関連する市場環境の悪化、技術的な環境の悪化等により、将来キャッシュ・フローの予測が大きく変動した場合には、翌連結会計年度において、減損損失を認識する可能性があります。



## 【追加情報】

### (株式付与ESOP信託)

当社は、2024年4月11日開催の取締役会において、当社従業員（以下「従業員」といいます。）を対象とした従業員インセンティブ・プラン「株式付与ESOP信託」（以下「本制度」といいます。）の導入を決議し、同年4月15日に信託契約を締結いたしました。

#### (1) 本制度導入の目的

当社は、2024年6月11日に開示いたしました「NADEXグループ中期経営計画（2024～2026）に関するお知らせ」のとおり、新たな成長軌道の基盤をつくり、持続的に企業価値を向上させることにより、ROE10%以上・PBR1.0倍超を達成するための取組みを掲げ、「安心をつなぐ企業グループ」の実現を目指すなかで、多様な人材が活躍できる環境づくりにおける「人的資本経営」の一環として、従業員の経営参画意識を醸成させることで「ステークホルダー経営」を実現することを企図し、当社の持続的な企業価値の向上に繋げることを目的に、本制度を導入いたしました。

#### (2) 本制度の概要

本制度では、株式付与ESOP（Employee Stock Ownership Plan）信託（以下「ESOP信託」といいます。）と称される仕組みを採用いたします。従業員インセンティブ・プランとしてESOP信託が取得した当社株式を、予め定める株式交付規程に基づき、一定の要件を充足する従業員に交付するものであります。

ESOP信託の導入により、従業員は当社株式の株価上昇による経済的な利益を収受することができるため、株価を意識した業務遂行を促すとともに、従業員の勤労意欲を高める効果が期待できます。

また、ESOP信託の信託財産に属する当社株式に係る議決権行使は、受益者候補である従業員の意思が反映される仕組みであり、従業員の経営参画を促す企業価値向上プランとして有効であります。

(3) 信託契約の内容

- |           |  |
|-----------|--|
| ① 信託の種類   | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）  |
| ② 信託の目的   | 当社従業員に対するインセンティブの付与  |
| ③ 委託者     | 当社   |
| ④ 受託者     | 三菱UFJ信託銀行株式会社（共同受託者 日本マスター<br>トラスト信託銀行株式会社）                                |
| ⑤ 受益者     | 当社従業員のうち、受益者要件を充足する者   |
| ⑥ 信託管理人   | 当社と利害関係のない第三者  |
| ⑦ 信託契約日   | 2024年4月15日   |
| ⑧ 信託の期間   | 2024年4月15日～2030年8月31日（予定）  |
| ⑨ 制度開始日   | 2024年5月1日  |
| ⑩ 議決権行使   | 受託者は、受益者候補の議決権行使状況を反映した信託<br>管理人の指図に従い、当社株式の議決権を行使いたしま<br>す。               |
| ⑪ 取得株式の種類 | 当社普通株式   |
| ⑫ 取得株式の総額 | 467百万円   |
| ⑬ 株式の取得時期 | 2024年4月16日～同年10月23日（予定）<br>※ただし、決算期（四半期決算期を含む）末日以前の5<br>営業日から決算期末日までは除きます。 |
| ⑭ 株式の取得方法 | 株式市場より取得   |

(4) 信託が保有する自社の株式に関する事項

ESOP信託が保有する当社株式の信託における帳簿価額は、当連結会計年度99,720千円で、株主資本において自己株式として計上しております。  
また、当該株式の期末株式数は、当連結会計年度89,000株、期中平均株式数は、当連結会計年度3,113株であります。

**【連結貸借対照表に関する注記】**

1. 受取手形、売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、それぞれ以下のとおりであります。

受取手形	274,802千円
売掛金	7,293,689千円
契約資産	354,085千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 7,619,848千円

**【連結株主資本等変動計算書に関する注記】**

1. 発行済株式の種類及び総数 普通株式 9,063,200株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2023年7月25日 定時株主総会	普通株式	298,391千円	32.00円	2023年 4月30日	2023年 7月26日
2023年12月7日 取締役会	普通株式	99,166千円	11.00円	2023年 10月31日	2024年 1月15日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2024年7月23日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり予定しております。

- ① 配当金の総額…………… 211,062千円
- ② 1株当たり配当額…………… 24.00円
- ③ 基準日…………… 2024年4月30日
- ④ 効力発生日…………… 2024年7月24日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。また、当該配当金の総額には、日本スタートラスト信託銀行株式会社（株式付与ESOP信託口）が保有する当社株式に対する配当金2,136千円が含まれております。

## 【金融商品に関する注記】

### 1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については主に安全性の高い預金等で運用しており、資金調達については銀行等の金融機関からの借入れにより調達しております。

受取手形及び売掛金、電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されており、債権管理規程などの社内規程に従いリスク軽減を図っております。

投資有価証券は主に株式であり、発行体の信用リスク及び市場価額の変動リスクに晒されており、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しております。

借入金及びリース債務は、主に運転資金及び設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、金利変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、外貨建金銭債権債務及び外貨建予定取引に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした為替予約取引であり、為替リスク管理規程などの社内規程に従いリスク軽減を図っており、投機目的の取引は行わない方針であります。また、デリバティブ取引の相手方は信用力の高い金融機関に限定しており、信用リスクはほとんどないと判断しております。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年4月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
投資有価証券	1,332,205千円	1,332,205千円	一千円
資産計	1,332,205千円	1,332,205千円	一千円
長期借入金 (1年内返済予定のものを含む)	408,385千円	407,178千円	△1,206千円
負債計	408,385千円	407,178千円	△1,206千円
デリバティブ取引(*3) ヘッジ会計が適用されていないもの	(900千円)	(900千円)	一千円

(\*1) 「現金及び預金」、「受取手形及び売掛金」、「電子記録債権」、「支払手形及び買掛金」、「電子記録債務」及び「短期借入金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(\*2) 市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区 分	連結貸借対照表計上額
非 上 場 株 式	928,898千円

(\*3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( ) を付しております。

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

#### (1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区 分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投 資 有 価 証 券				
そ の 他 有 価 証 券				
株 式	1,234,233千円	90,327千円	－千円	1,324,560千円
そ の 他	－千円	7,645千円	－千円	7,645千円
資 産 計	1,234,233千円	97,972千円	－千円	1,332,205千円
デ リ バ テ ィ ブ 取 引				
通 貨 関 連	－千円	900千円	－千円	900千円
負 債 計	－千円	900千円	－千円	900千円

## (2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区 分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金 (1年内返済予定のものを含む)	一千円	407,178千円	一千円	407,178千円
負債計	一千円	407,178千円	一千円	407,178千円

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

### 投資有価証券

活発な市場で取引されている上場株式はレベル1の時価に分類しております。東京証券取引所プライム市場で取引されている株式がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。東京証券取引所プライム市場以外で取引されている株式及び地方債がこれに含まれます。また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約または買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価格を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

### デリバティブ取引

為替予約の時価は、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

### 長期借入金（1年内返済予定のものを含む）

長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入れを行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算出しており、レベル2の時価に分類しております。

## 【収益認識に関する注記】

### 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント					合計
	日本	北米	中国	東南アジア	計	
プロセスソリューション事業	5,374,587	3,269,309	572,893	285,030	9,501,821	9,501,821
ファクトリーオートメーション事業	11,849,070	288,810	881,606	634,241	13,653,728	13,653,728
システムインテグレーション事業	4,996,061	158,636	—	537,768	5,692,465	5,692,465
制御部品事業	5,197,095	—	382,972	8,249	5,588,318	5,588,318
顧客との契約から生じる収益	27,416,815	3,716,755	1,837,472	1,465,290	34,436,334	34,436,334
外部顧客への売上高	27,416,815	3,716,755	1,837,472	1,465,290	34,436,334	34,436,334

### 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「【連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項】 4. 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	10,917,694
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	11,069,756
契約資産（期首残高）	105,499
契約資産（期末残高）	354,085
契約負債（期首残高）	320,155
契約負債（期末残高）	290,075

契約負債は、主に顧客からの前受金に関連するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、320,155千円であります。また、当連結会計年度において、契約負債が30,079千円減少した主な理由は、前受金の減少によるものであります。

過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当連結会計年度に認識した重要な収益（主に、取引価格の変動）はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。また、顧客の契約から生じる対価のなかに、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

【1株当たり情報に関する注記】

1. 1株当たり純資産額 2,235円05銭  
 2. 1株当たり当期純利益 96円90銭

(注) 株主資本において自己株式として計上されている日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与ESOP信託口）が保有する当社株式は、1株当たり純資産額の算定上、普通株式の期末発行済株式総数から控除する自己株式に、また、1株当たり当期純利益の算定上、普通株式の期中平均株式数の計算において控除する自己株式にそれぞれ含めております。

当該自己株式の期末株式数 89,000株 当該自己株式の期中平均株式数 3,113株

※記載金額及び比率は、表示単位未満を切捨てて表示しております。

# 貸 借 対 照 表

(2024年4月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
<b>流 動 資 産</b>	<b>14,305,754</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>9,413,791</b>
現金及び預金	1,391,850	支払手形	26,786
受取手形	164,670	電子記録債務	3,117,790
電子記録債権	3,008,460	買掛金	3,076,757
売掛金	4,879,535	短期借入金	1,000,000
契約資産	209,303	1年内返済予定の長期借入金	219,984
商品及び製品	2,057,878	未払金	102,272
短期貸付金	800,412	未払費用	270,072
その他	1,871,716	未払法人税等	12,249
貸倒引当金	△78,073	製品保証引当金	155,750
<b>固 定 資 産</b>	<b>9,780,410</b>	役員賞与引当金	43,490
<b>有形固定資産</b>	<b>1,459,986</b>	その他	1,388,639
建物	382,858	<b>固 定 負 債</b>	<b>423,437</b>
構築物	7,397	長期借入金	110,072
車両運搬具	0	繰延税金負債	114,111
工具、器具及び備品	253,437	退職給付引当金	155,213
土地	816,294	その他	44,040
<b>無形固定資産</b>	<b>36,588</b>	<b>負 債 合 計</b>	<b>9,837,229</b>
借地権	9,560	(純資産の部)	
ソフトウェア	21,207	<b>株 主 資 本</b>	<b>13,579,456</b>
電話加入権	5,821	資本金	1,028,078
<b>投資その他の資産</b>	<b>8,283,835</b>	資本剰余金	751,733
投資有価証券	1,334,010	資本準備金	751,733
関係会社株式	5,556,132	利益剰余金	12,155,363
関係会社出資金	308,663	利益準備金	257,019
長期貸付金	976,359	その他利益剰余金	11,898,344
差入保証金	59,868	土地圧縮積立金	37,234
破産更生債権等	28,554	別途積立金	11,450,000
その他	63,335	繰越利益剰余金	411,109
貸倒引当金	△43,090	自己株式	△355,718
<b>資 産 合 計</b>	<b>24,086,165</b>	<b>評 価 ・ 換 算 差 額 等</b>	<b>669,479</b>
		その他有価証券評価差額金	669,479
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>14,248,936</b>
		<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>24,086,165</b>



# 損 益 計 算 書

(2023年5月1日から2024年4月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		22,428,782
売 上 原 価		19,072,320
売 上 総 利 益		3,356,461
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,188,054
営 業 利 益		168,407
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	590,075	
賃 貸 収 入	96,521	
雑 収 入	29,652	716,248
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	5,361	
売 上 債 権 売 却 損	9,777	
賃 貸 費 用	47,208	
為 替 差 損	7,038	
雑 損 失	60,079	129,465
経 常 利 益		755,190
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	63	63
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 売 却 損	503	503
税 引 前 当 期 純 利 益		754,751
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	146,414	
法 人 税 等 調 整 額	△23,899	122,514
当 期 純 利 益		632,236

# 株主資本等変動計算書

(2023年5月1日から2024年4月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	1,028,078	751,733	17,718	769,451
事 業 年 度 中 の 変 動 額				
別 途 積 立 金 の 積 立				
剰 余 金 の 配 当				
当 期 純 利 益				
自 己 株 式 の 取 得				
自 己 株 式 の 処 分			3,475	3,475
自 己 株 式 の 消 却			△21,193	△21,193
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)				
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	-	-	△17,718	△17,718
当 期 末 残 高	1,028,078	751,733	-	751,733

	株 主 資 本				
	利 益 準 備 金	利 益 剰 余 金			利 益 剰 余 金 計 合
		そ の 他 利 益 剰 余 金			
		土 地 圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	
当 期 首 残 高	257,019	37,234	10,750,000	1,371,792	12,416,046
事 業 年 度 中 の 変 動 額					
別 途 積 立 金 の 積 立			700,000	△700,000	-
剰 余 金 の 配 当				△397,557	△397,557
当 期 純 利 益				632,236	632,236
自 己 株 式 の 取 得					
自 己 株 式 の 処 分					
自 己 株 式 の 消 却				△495,361	△495,361
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)					
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	-	-	700,000	△960,682	△260,682
当 期 末 残 高	257,019	37,234	11,450,000	411,109	12,155,363

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘッジ 損 益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△182,593	14,030,982	492,157	△130	492,026	14,523,009
事 業 年 度 中 の 変 動 額						
別 途 積 立 金 の 積 立		-				-
剰 余 金 の 配 当		△397,557				△397,557
当 期 純 利 益		632,236				632,236
自 己 株 式 の 取 得	△699,668	△699,668				△699,668
自 己 株 式 の 処 分	9,988	13,464				13,464
自 己 株 式 の 消 却	516,555	-				-
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			177,321	130	177,452	177,452
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	△173,124	△451,525	177,321	130	177,452	△274,073
当 期 末 残 高	△355,718	13,579,456	669,479	-	669,479	14,248,936

## 個別注記表

### 【重要な会計方針】

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有 価 証 券

子会社株式及び……移動平均法による原価法を採用しております。

関連会社株式

その他有価証券

市場価格のない……時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、株式等以外のもの 売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等……移動平均法による原価法を採用しております。

##### (2) 棚 卸 資 産

商 品……移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

製 品……個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

##### (3) デ リ バ テ ィ ブ……時価法を採用しております。

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有 形 固 定 資 産……定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 8～50年

(2) 無 形 固 定 資 産……定額法を採用しております。

ソフトウェア 5年

#### 3. 引当金の計上基準

(1) 貸 倒 引 当 金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 製品保証引当金……製品保証による支出に備えるため、過去の実績に基づく発生見込額を計上しているほか、発生額を個別に見積もることができる費用については当該見積額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金……役員に対して支給する賞与の支出に備えるため、当事業年度における支給見込額を計上しております。

#### (4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は、次のとおりであります。

退職給付見込額の……退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業期間帰属方法 業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異……過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしております。

#### 4. 収益及び費用の計上基準

(1) 商品及び製品……商品及び製品の販売に係る収益は、主に卸売による販売であり、顧客との販売契約に基づいて商品及び製品を引渡す履行義務を負っております。約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受取ると見込まれる金額で収益を認識しております。履行義務の充足時点については、商品及び製品を顧客に引渡した時点又は顧客が検収した時点としておりますが、これは当該時点が商品及び製品の法的所有権、物理的占有、商品及び製品の所有に伴う重大なリスク及び経済価値が顧客に移転し、顧客から取引対価の支払いを受ける権利を得ていると判断できるためであります。なお、国内の販売においては、出荷時から顧客による検収時までの期間が通常の場合には、出荷時に収益を認識しております。履行義務を充足してから対価を受領するまでの期間が通常は1年以内であるため、当該顧客との契約に基づく債権について、重要な金融要素の調整は行っておりません。

- (2) 工事請負及び……工事請負及びソフトウェア開発は請負契約等を締結のソフトウェア開発 上、基本的な仕様や作業内容を顧客の指図に基づいて製造等を行っており、完成した機械装置等を顧客に引渡す履行義務を負っております。一定期間にわたり履行義務が充足される契約については、期間がごく短い工事等を除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積み、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。進捗度の測定は、各報告期間の末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の総額に占める割合に基づいて行っております。なお、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないものの、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる場合には、原価回収基準により収益を認識しております。履行義務を充足してから対価を受領するまでの期間が通常は1年以内であるため、当該顧客との契約に基づく債権について、重要な金融要素の調整は行っておりません。

## 5. 重要なヘッジ会計の方法

- (1) ヘッジ会計の方法……繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、振当処理の要件を満たしている場合には振当処理を採用しております。
- (2) ヘッジ手段とヘッジ対象  
ヘッジ手段……為替予約  
ヘッジ対象……外貨建金銭債権債務及び外貨建予定取引
- (3) ヘッジ方針……為替の相場変動に伴うリスクの軽減を目的に通貨に係るものを対象としてデリバティブ取引を行っており、投機目的の取引は行わない方針であります。
- (4) ヘッジ有効性評価の方法……為替予約については、ヘッジ対象に対し同一通貨建による同一期日のもをそれぞれ振当てているため、その後の為替相場の変動による相関関係は確保されており、その判定をもって有効性の判定に変えておりますので、決算日における有効性の評価を省略しております。

## 6. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- (1) 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準  
外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

## (2) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理方法と異なっております。

## 【会計上の見積りに関する注記】

(子会社株式の評価)

### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式 2,923,807千円

上記は、株式会社タマリ工業の株式の計上金額となります。

### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、レーザに関する生産設備の設計・製作において高い技術力を有しており、システムインテグレーターとしての機能を備えている株式会社タマリ工業の株式を取得することで、これまで当社グループが培ってきたレーザ事業においてシナジー効果が見込まれ、更にはFAシステム事業とも有機的な連携を図ることで、顧客への提供価値を向上させ、トータルソリューションを提供できる体制の構築を一層加速させることが可能と判断し、2019年11月に株式会社タマリ工業の株式を3,261,731千円で取得しております。

当該株式は同社の超過収益力等を反映して、財務諸表から得られる1株当たり純資産額に比べて高い価額で取得しておりますが、当事業年度末時点における将来キャッシュ・フローを用いた収益還元法等に基づき算定した実質価額は帳簿価額に比べ著しく低下しておらず、当事業年度において当該株式の減損処理は不要と判断しました。

将来キャッシュ・フローは、株式会社タマリ工業の経営者又はその子会社の経営者により承認された事業計画を基礎とし、将来の不確実性を考慮して見積っております。当該将来キャッシュ・フローは将来の売上の予測や利益率の予測、その他の費用の予測などの不確実性を伴う重要な会計上の見積りが含まれるものであり、主として受注獲得予測、売上の成長率、変動費率、固定費の発生状況などに仮定を用いており、これらの影響を受けて変動します。株式会社タマリ工業又はその子会社に関連する市場環境の悪化、技術的な環境の悪化等により、将来キャッシュ・フローの予測が大きく変動した場合には、翌事業年度において、当該株式の減損処理を行う可能性があります。

## 【追加情報】

(株式付与ESOP信託)

連結計算書類「追加情報」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

### 【貸借対照表に関する注記】

1. 有形固定資産の減価償却累計額	1,932,832千円
2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	2,452,603千円
長期金銭債権	976,334千円
短期金銭債務	1,077,021千円
3. 取締役に対する金銭債務	
長期金銭債務	27,280千円

### 【損益計算書に関する注記】

関係会社との取引高

営業取引による取引高

    売上高 870,094千円

    仕入高 2,965,019千円

    その他の営業取引高 70,666千円

営業取引以外の取引による取引高 668,677千円

### 【株主資本等変動計算書に関する注記】

1. 自己株式の種類及び数	普通株式	357,909株
(注) 普通株式の自己株式には、日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与ESOP信託口）が保有する当社株式89,000株が含まれております。		
2. 従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する事項		
(1) 当期首および当期末の自己株式数に含まれる信託が保有する自社の株式数		
	当期首	－株
		当期末 89,000株
(2) 当期に増加または減少した自己株式数に含まれる信託が取得または売却、交付した自社の株式数		
	増加	89,000株
		減少 ー株

## 【税効果会計に関する注記】

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)	
貸倒引当金	37,078千円
製品保証引当金	47,659千円
退職給付引当金	48,459千円
未払賞与	64,040千円
未払社会保険料	11,002千円
未払事業税	543千円
長期未払金	8,194千円
譲渡制限付株式報酬	21,088千円
減価償却費	12,292千円
投資有価証券評価損	149,879千円
その他	42,569千円
繰延税金資産小計	442,810千円
評価性引当額	△252,338千円
繰延税金資産合計	190,471千円
(繰延税金負債)	
土地圧縮積立金	△16,417千円
その他有価証券評価差額金	△287,766千円
その他	△398千円
繰延税金負債合計	△304,583千円
繰延税金負債の純額	△114,111千円

## 【収益認識に関する注記】

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、連結計算書類「収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。



## 【関連当事者との取引に関する注記】

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は 出資金	事業の内容	議決権等の所有 又は被所有割合 (%)	関連当事者 との関係
子会社	株式会社 ナ・デックス プロダクツ	岐阜県 可児市	98,350千円	抵抗溶接制御装置 、電子制御機器 及び钣金加工等の 製造・販売 電子制御部品等の 販売	所有 直接100.0	製品の仕入
	株式会社 タマリ工業	愛知県 西尾市	10,000千円	各種産業用設備 等の製造・販売	所有 直接100.0	資金の援助 役員の兼任
	株式会社 シンテック	新潟市 北区	77,000千円	各種産業用設備 等の製造・販売	所有 間接100.0	資金の援助
	株式会社 NDYエンジニ アリング	山形県 鶴岡市	10,000千円	各種産業用設備 等の製造・販売	所有 直接100.0	資金の援助
	NADEX MEXICANA, S.A. de C.V.	メキシコ ケレタロ	6,400千 MXN	各種産業用設備 等の製造・販売	所有 直接99.0	資金の援助

種類	会社等の名称	取引の内容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
子会社	株式会社 ナ・デックス プロダクツ	仕入代金の立替	—	その他流動資産 (立替金)	628,947
		抵抗溶接制御装置 の仕入(注) 1	2,249,109	買 掛 金	249,834
		資金の借入(注) 2 利息の支払(注) 2	150,986 110	その他流動負債 (CMS預り金)	374,889
	株式会社 タマリ工業	資金の貸付(注) 2 利息の受取(注) 2	467,898 812	その他流動資産 (CMS預け金)	239,151
		資金の回収 利息の受取(注) 3	195,852 2,087	短 期 貸 付 金 長 期 貸 付 金	195,852 391,744
	株式会社 シンテック	資金の回収 利息の受取(注) 3	60,600 963	短 期 貸 付 金 長 期 貸 付 金	60,600 226,845
	株式会社 NDYエンジニ アリング	資金の貸付(注) 3 資金の回収 利息の受取(注) 3	442,572 40,569 1,171	短 期 貸 付 金 長 期 貸 付 金	44,257 357,745
		NADEX MEXICANA, S.A. de C.V.	資金の貸付(注) 3 利息の受取(注) 3 貸倒引当金繰入額 (注) 4	72,878 4,155 52,741	短 期 貸 付 金

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 取扱製品の販売又は購入についての価格その他の取引条件は、一般的な取引条件を参考に決定しております。
2. 資金の貸付および借入については、CMS（キャッシュ・マネジメント・システム）に係るものであり、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。  
なお、取引金額は、期中の平均残高を記載しております。
3. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。  
なお、担保の提供は受けておりません。
4. NADEX MEXICANA, S.A. de C.V.への短期貸付金に対し、貸倒引当金78,073千円を計上しております。  
なお、当事業年度において、52,741千円の貸倒引当金繰入額を営業外費用に計上しております。

## 【1株当たり情報に関する注記】

- |               |           |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 1,636円81銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 70円04銭    |
- (注) 株主資本において自己株式として計上されている日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与ESOP信託口）が保有する当社株式は、1株当たり純資産額の算定上、普通株式の期末発行済株式総数から控除する自己株式に、また、1株当たり当期純利益の算定上、普通株式の期中平均株式数の計算において控除する自己株式にそれぞれ含めております。  
当該自己株式の期末株式数 89,000株 当該自己株式の期中平均株式数 3,113株

※記載金額及び比率は、表示単位未満を切捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2024年6月14日

株式会社ナ・デックス  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 神野 敦 生  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 水越 徹  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ナ・デックスの2023年5月1日から2024年4月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ナ・デックス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 連結計算書類に係る監査役会の監査報告書

## 連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、2023年5月1日から2024年4月30日までの第74期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年6月14日

株式会社ナ・デックス 監査役会

常任監査役(常勤) 渡 邊 修 ㊟

監 査 役 仙 田 正 典 ㊟

監 査 役 横 井 陽 子 ㊟

(注) 監査役仙田正典及び横井陽子は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

# 会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2024年6月14日

株式会社ナ・デックス  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
名古屋事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 神野 敦生

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 水越 徹

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ナ・デックスの2023年5月1日から2024年4月30日までの第74期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会の監査報告書

## 監査報告書

当監査役会は、2023年5月1日から2024年4月30日までの第74期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
  - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年6月14日

株式会社ナ・デックス 監査役会

常任監査役(常勤) 渡 邊 修 ㊟

監 査 役 仙 田 正 典 ㊟

監 査 役 横 井 陽 子 ㊟

(注) 監査役仙田正典及び横井陽子は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上



## 株主総会参考書類

### 議案および参考事項

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

当期の剰余金の処分につきましては、株主の皆様への継続的かつ安定的な配当を基本としつつ収益状況、財務体質ならびに今後の事業展開などを勘案し、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類  
金銭
- (2) 配当財産の割当に関する事項およびその総額  
当社普通株式1株につき24円  
総額 211,062,984円
- (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日  
2024年7月24日

これにより、中間配当金（1株につき11円）を含めました当期の年間配当金は、1株につき35円となります。

## 第2号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
いち はら ひろ や 市原 裕 也 (1960年7月2日生)	1985年10月 監査法人丸の内会計事務所（現 有限責任監査法人トーマツ）入所 1989年4月 公認会計士登録 1997年8月 監査法人トーマツ（現 有限責任 監査法人トーマツ）社員 2000年10月 トーマツコンサルティング株式会 社（現 デロイトトーマツコンサル ティング合同会社）代表取締役 社長 2010年10月 同社合併によりデロイトトーマツ コンサルティング株式会社（現 デロイトトーマツコンサルティ ング合同会社）取締役 2012年1月 市原裕也公認会計士事務所所長 （現任） 2012年2月 株式会社ダイテックホールディ ング取締役 2015年7月 当社監査役 2023年7月 当社監査役退任 [重要な兼職の状況] エム・ユー・ティ・ビジネスアウトソーシング 株式会社社外監査役	—
(補欠の社外監査役候補者とした理由) 市原裕也氏は、監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）の社員として培われた専門的 な知識・経験等を、当社の監査体制に生かしていただくため、補欠の社外監査役候補者としたしま した。		

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 候補者は、補欠の社外監査役候補者であります。なお、候補者の選任をご承認いただき、監査役に就任した場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。
3. 社外監査役としての独立性および社外監査役との責任限定契約について
- ① 候補者は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産（監査役としての報酬を除く。）を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
  - ② 候補者は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。

- ③ 候補者の選任をご承認いただき、監査役に就任した場合、定款第36条の規定に基づき、候補者との間で責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該責任限定契約の内容の概要は会社法第423条第1項の責任について、善意でかつ重大な過失がない時は、法令に定める額を負担の限度額とするというものであります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、本議案において候補者の選任をご承認いただき、監査役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約により、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を補填することとしており、2024年7月に更新する予定であります。

### 第3号議案 役員賞与支給の件

当期末現在の取締役5名（うち社外取締役1名）および監査役3名に対し、当期の業績等を勘案して役員賞与総額43,490,000円（取締役分40,590,000円（うち社外取締役分580,000円）、監査役分2,900,000円）を支給することといたしたいと存じます。

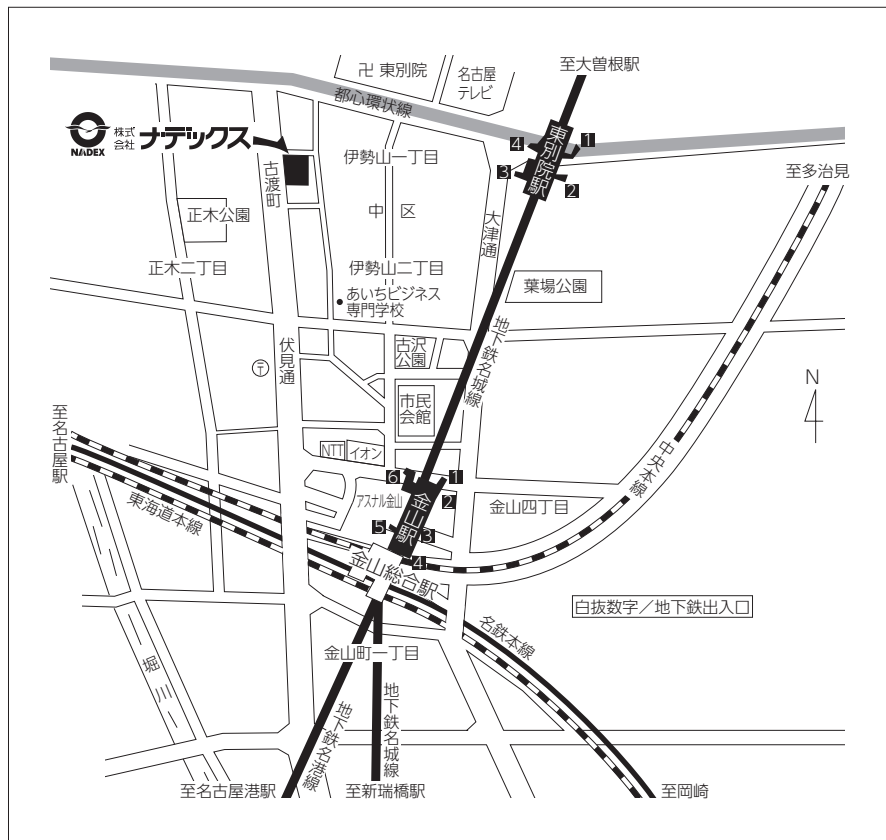
なお、取締役に対する賞与支給については、事業報告の「3. 会社役員に関する事項（4）取締役の報酬等」に記載の基本方針に基づいて決定しており、相当であると判断しております。

以 上

# 株主総会会場ご案内図

会 場 名古屋市中区古渡町9番27号  
株式会社ナ・デックス 本社会議室

公共交通機関 ○金山総合駅  
(JR東海金山駅・名鉄金山駅・地下鉄金山駅)  
下車徒歩約10分  
○地下鉄東別院駅 下車徒歩約7分



ご来場に当たりサポートが必要な方は、事前にお電話でご連絡ください。

株式会社ナ・デックス 電話：052-323-2211 (代表)

(土日祝日および当社指定休日を除く 8:45~17:30)

